

6 留学生

「留学」：日本の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、日本語教育機関等で学ぶための在留資格

【留学生が就労する場合】

就労する時期に注意！



在学中



■ 在留資格の「留学」に加えて「資格外活動許可」を取得

- ・週28時間以内（風俗営業除く）
 - ・長期休暇（学校で定める正規のもの）中は1日8時間以内
- ※「資格外活動許可」が無ければ **アルバイトはできません。**

卒業後



■ 「技術・人文知識・国際業務」へ変更 (やや高度な専門的・技術的要件あり)

or

■ 「特定技能」へ変更

(相当程度の専門的・技術的要件あり)

【よくある相談】



- ▶ アルバイト代がもらえない。
- ▶ 28時間以上働いた分は、違法だと言われて給料をもらえない。
- ▶ 内定をもらったのに、会社から連絡がなくて手続きを進められない。

- アルバイトの場合、働ける時間は**他社の分も合算**して週28時間以内だよ。
- アルバイトでも、雇用条件はしっかり説明しよう。
- 採用を決定したら、採用責任者は入管への変更申請に**積極的に協力**しよう！



【豆知識】

卒業後の在留資格変更は、特定技能（4ページ）と技術・人文知識・国際業務（6ページ）を参考にしましょう！

(お役立ちリンク) 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について | 出入国在留管理庁
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan69.html